

尾道市空家等活用促進モデル事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年4月2日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市空家等活用促進モデル事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国住市第350号国土交通省事務次官通知）に基づき、空家等を地域の有効な資源として捉え、優れた活用方法を提案する者が行う工事等の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、空家等を活用した地域の活性化を促進することを目的とし、その交付については、尾道市補助金交付規則（昭和38年規則第18号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) モデル事業 別に設置する尾道市空家等活用促進モデル事業審査会（以下「審査会」という。）による審査を踏まえ、地域の活性化に資する先進的なモデルとして市長が認めた事業をいう。
- (2) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等で尾道市内（以下「市内」という。）に存するものをいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又はその相続人をいう。
- (4) 改修工事等 モデル事業の実施に必要な工事をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に存する空家等であること。
- (2) 市内に所在する戸建て住宅、長屋住宅、集合住宅その他の建築物で

現に人が居住せず、又は使用していない建築物であること。ただし、長屋住宅又は集合住宅は全棟空室であること。

- (3) 市ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて建築物の所有者等及び当該補助金を申請する者が了承していること。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であること。
- (5) この要綱に基づく補助金のほかに、当該補助金の対象工事と同一の部分に対して国又は地方公共団体から補助を受けて工事を行っていない建築物であること。
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の建築に関する法令に照らし、適当と認められる建築物であること。
- (7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に所在しない建築物であること。
- (8) 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける店舗でないこと。

（補助対象者等）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、事業主となる個人、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者を除く。）、特定非営利活動法人又は地域活動団体のうち次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者等の同意を得ていること。（補助対象者が補助対象建築物の所有権を取得した場合を除く。）
- (2) 所有者等が、改修工事等を行う補助対象建築物を10年以上管理し、活用し、及び運営することができること。
- (3) 補助対象者が個人である場合はその者、補助対象者が法人である場合はその役員が尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。
- (4) 補助対象者が個人である場合はその者、補助対象者が法人である場

合は当該法人に市税等の滞納がないこと。

- (5) 補助対象者が、商工団体又は政府系金融機関から事業計画の作成について指導を受けること。ただし、市長が必要でないとした場合は、この限りでない。

(補助対象工事等)

第5条 補助金の交付対象となる改修工事等（以下「補助対象工事等」という。）は、次に掲げる工事等であって、モデル事業を実現するため、補助対象建築物を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するため行う住宅等の取得（用地の取得を除く。）、移転、増築又は改築に資するために必要なものとする。

- (1) 補助対象建築物に係る設計・監理費
- (2) 台所、浴室、洗面所及び便所の改修のうち必要なもの
- (3) 給排水、電気及びガスの設備の改修のうち必要なもの
- (4) 壁紙、床の仕上げ等の内装の改修
- (5) 屋根、外壁等の外装の改修
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 補助対象工事等は、建築基準法第87条第3項その他関係法令を遵守するものとする。

(補助対象工事等の施工業者)

第6条 補助対象工事等を施工する者は、原則として市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業者に限るものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象工事等に要した経費（以下「補助対象経費」という。）の額に3分の2を乗じて得た額とし、250万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事等の着手前に、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（別記様式第3号）

- (3) 意見書（別記様式第4号）
 - (4) 補助対象建築物の賃貸借契約書（契約書に改修工事等に係る工事許可及び工事完了後10年以上の継続利用に関する承認事項が記載されていること。）若しくは建物売買契約書の写し又は当該事業の申請行為と申請内容を所有者等が確認し、同意したことを確認することができる書面
 - (5) 補助対象工事等の開始前の施工箇所等の写真
 - (6) 現況平面図及び計画平面図
 - (7) 建築年度及び所有者等を確認することができる登記事項証明書全部）又は名寄帳の写し
 - (8) 改修工事等に係る見積書の写し（内訳の記載されたもの）
 - (9) 市税等の滞納がないことを証する書面
 - (10) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第5号）
 - (11) 補助対象空家等が居住その他の使用がなされていないことが常態であることが確認できる書類
 - (12) 市の建築課指導係に事前相談した場合は、その回答書の写し
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略させることができる。
- 3 申請者は、第1項の補助金の交付の申請に当たって、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合で按分して得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請内容及び審査会の審査結果により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により、申請者に

通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請が適当でないとき、補助金を交付しないものとし、申請者に対し、補助金不交付決定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（補助対象工事等の変更等）

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、当該申請の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、補助金変更等承認申請書（別記様式第8号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

（交付決定の変更）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、補助金交付決定変更等通知書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、交付決定者の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するものである変更
 - (2) 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更
- （実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象工事等が完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（別記様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書（別記様式第11号）
- (2) 補助対象工事等が行われた状況が確認できる写真
- (3) 領収書の写し又は支払を証明する書類
- (4) 契約書の写し
- (5) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（建築確認申請が必要な工事を行った場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助金実績報告書を提出する者のうち、第8条第3項ただし書の規定により申請をしたものは、補助金の交付決定額について消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の補助金実績報告書の提出があった場合は、これを検査し、及びその職員に現地調査をさせ、当該補助対象工事等の成果が交付決定の内容及び交付条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（別記様式第13号）及び連帯保証人承諾書（別記様式第14号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めるとき。
- (4) 運用開始日から10年を経過するまでの期間に事業の廃止又は休止をしたとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を補助金交付決定取消通知書（別記様式第15号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令書（別記様式第16号）により、市長が別に定める要件の区分に応じ、補助金の返還を命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金を返還しなければならない。

(契約の関与)

第18条 補助対象建築物及びその敷地に係る賃貸借契約並びに賃貸借期間中及び期間満了後における手続等は、補助対象者と所有者等の責任の下で行い、何らかの紛争が生じても補助対象者と所有者等が誠意をもって解決するものとし、尾道市はこれに関与しないものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の尾道市空家等活用促進モデル事業補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。